

先進地視察のまとめの参考資料

専門的知見の活用

常任委員会等の参考人制度

議員定数と報酬に対する意識改革（追加資料）

【現行制度等】

（専門的知見の活用）

議案の審査又は普通地方公共団体の事務に関する調査 (地方自治法第100条の2)	第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。
--	--

●制度創設の趣旨・目的

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

③ 議会の権能

イ 専門的知見の活用

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から、公聴会、参考人制度の活用、議会事務局の補佐機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期待される。

また、議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体的な事項について調査・報告をさせることができることとするとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることとすべきである。

●調査依頼の手続等

1 議会の議決

議決の内容…調査事項、調査期間、調査を求める相手方となる学識経験者等の氏名・名称など

2 調査の結果

調査の結果については、通常「報告書」として書面で提出。その上で、必要があれば、関係委員会が当該学識経験者等を参考人として出席を求めて説明又は意見を述べてもらう。

3 議会の閉会と調査の継続

この調査は、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査が議会において行われていることが前提となるので、閉会後も引き続き調査を継続させるためには、閉会中継続審査の手続をとる必要がある。

4 複数の学識経験者等による調査・報告

調査の規模等に応じ、複数の学識経験者等に合同で調査、報告をさせることもできる。

(常任委員会等の参考人制度)

常任委員会 (地方自治法第109条)	第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。 ②・③ (略) ④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 ⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 ⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 ⑦・⑧ (略) ⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
議会運営委員会 (地方自治法第109条の2)	第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。 ②・③ (略) ④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 一 議会の運営に関する事項 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 三 議長の諮問に関する事項 ⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。
特別委員会 (地方自治法第110条)	第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。 ②・③ (略) ④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の

	事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。 ⑤ 第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。
参考人 (伊勢市議会委員会条例 第29条)	(参考人) 第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 3 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。 ※参照 (公述人の発言) 第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。 (委員と公述人の質疑) 第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。 (代理人又は文書による意見の陳述) 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

●参考人に対する実費弁償

実費弁償 (地方自治法第207条)	第二百七条 <u>普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四条の三第三項及び第百条第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第百九条第六項（第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭し</u>
------------------------------	---

	た関係人、第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第百九条第五項（第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の <u>要した実費を弁償しなければならない。</u>
--	---

※ 地方自治法第207条の条例は、伊勢市においては「伊勢市証人等の実費弁償に関する条例」

（議員定数と報酬に対する意識改革）

○地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）（総務省・平成23年1月26日）

4. 住民自治制度の拡充

(1) 議会のあり方の見直し

① 議会に期待される機能とその現状

○ 議会は、団体意思の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の調整、住民の意見の集約の機能を持ち、これらの機能を十分に発揮することが求められている。

○ しかしながら、議会の現状は、こうした期待に応えられているとは評し難い。長との関係において、既に述べた諸課題のほか、審議に際し事実上常時執行機関の出席を求めている一方で、議員間又は専門家との政策議論が必ずしも十分に行われていない、財政状況や公金支出への監視が十分でないという指摘がある。

また、住民の意見反映・集約等の機能の観点から、議員の構成は「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組みが十分に行われているのかという指摘もある。

② 議会に期待される機能に応じた議会のあり方

○ 議会の政策形成機能に着目する場合、議会は専門的知識を有する者で構成されることが望ましいと考えられる。その場合、これらの機能が十分に発揮されるようにするためには、比較的少数の議員で審議を行うことが有効であるという考え方もあり得る。

一方、住民の意見反映等の機能に着目する場合、地域の多様な層から幅広い住民が議会に参加することが重要であり、多人数の議員により議会を構成し、審議を行うことが有効であるという考え方もあり得る。

○ 例えば、前者の場合、多様な層の幅広い住民の意見を反映する機能が損なわれることがないかという観点から、また、後者の場合、多人数の議員で議会が構成されることによって住民の意見の集約が困難になり、議会の権限の適切な行使に支障が生じることがないかという観点から、それぞれ十分な検討が必要である。その検討に当たっては、都道府県と市町村、あるいは、地方公共団体の規模の大小により、いずれのあり方がふさわしいのかといった観点にも留意する必要がある。

なお、町村の場合、議会に代えて、選挙権を有する者の総会（町村総会）を設ける

ことができるが、実際には、町村制時代を含め、過去に2例があったにすぎない。後者の観点からはこの制度の活用も考えられるが、現行制度のままでは、現実の選択肢となっているとは言い難い。

③ 「住民の縮図」としてふさわしい議員の構成

- 地方議会の現実の議員構成については、サラリーマンや女性が少ないなど、「住民の縮図」としてふさわしい構成になっていないとの指摘がある。真の意味での住民自治の確立のためには、多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにするための環境整備が必要であり、労働法制（休暇制度・休職制度・復職制度）について、住民の政治参加を促進する観点から、今後、国民的な論議が幅広く行われることを期待する。公務員が地方公共団体の議会の議員として活動することについても、職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等に配慮しつつ、併せて論議の対象としていくべきである。
- また、多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにするため、現行の定例会・臨時会の制度とは異なり、長期の会期を定め、その間、定期的かつ予見可能性のある形で会議を開く議会を条例で選択することができるようにする仕組みについて、速やかに制度化を図る。